

公告第 333 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第16条第 2 項の規定に基づき、県中都市計画地区計画の案を作成するため、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月27日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 都市計画の案の内容

（1）種類及び名称

県中都市計画地区計画（大槻町中ノ平東地区計画）

（2）位置及び都市計画を決定する区域

郡山市大槻町中ノ平、中ノ平及び北洞の一部の区域

2 意見の提出方法

前項の案に係る区域内の土地の所有者その他都市計画法施行令（昭和44年政令第 158 号）第10条の 4 に定める利害関係を有する者で意見のある者は、令和 7 年11月17日（月）までに、住所、氏名及び意見を記載した意見書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 案件に関する資料の縦覧

（1）場所

郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）

（2）期間

令和 7 年10月27日（月）から令和 7 年11月10日（月）まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

（3）時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで